

福井市東安居小学校 いじめ防止基本方針

平成29年 4月 1日 策定
平成31年 4月 1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

そして、いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、「明るく 仲よく たくましく」の校訓のもと、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にすることを目指します。相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町・市町教育委員会・家庭・地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

福井県版心のノートを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

○園小接続を推進する中で

発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取り組みを促します。

(2) 学校評価

○いじめの防止等のための取組

環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットの利用に関するルールづくりの働きかけを行い、児童や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努めます。

○情報モラルに関する教員研修の充実

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、情報モラルに関する教育等を推進し、教員の研修の充実を図ります。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

特に配慮が必要な児童について日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

- その他の研修の充実
管理職や生徒指導関係教員、教育相談等に携わるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を対象とした研修会や事例検討会を定期的開催し、いじめ問題について正しい理解を図り、いじめ防止等のための資質向上を図ります。

(4) いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知
児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。
- 自己チェックの活用
児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。
- アンケートの実施
定期的に、児童や保護者に対するいじめの実態調査（アンケート調査・聞き取り調査等）を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。
- 教育相談体制の充実
学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。
- 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

いじめの種類

- | | |
|-------------|-----------------|
| ○冷やかし・からかい | ○暴力 |
| ○たかり | ○仲間はずれや集団による無視 |
| ○脅かし | ○インターネットによるいじめ |
| ○持ち物を隠す・壊す | ○誹謗・中傷 |
| ○用便の時にのぞき込む | ○用事を言いつける |
| ○相手を酷使する | ○不快そうな表情や素振りをする |
| ○その他 | |

いじめ発見の主なチェックポイント(日常の観察)

- | | |
|-------------|----------|
| ○児童の人間関係の観察 | ○休みがちな児童 |
| ○体の傷、洋服の汚れ | ○言葉づかい |
| ○死角になる場所の巡回 | ○日記 |

(福井市教育委員会)

(5) いじめの事案対処

- 「いじめ対応サポート班」による対応
特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。
- 被害・加害児童への対応
いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等
(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

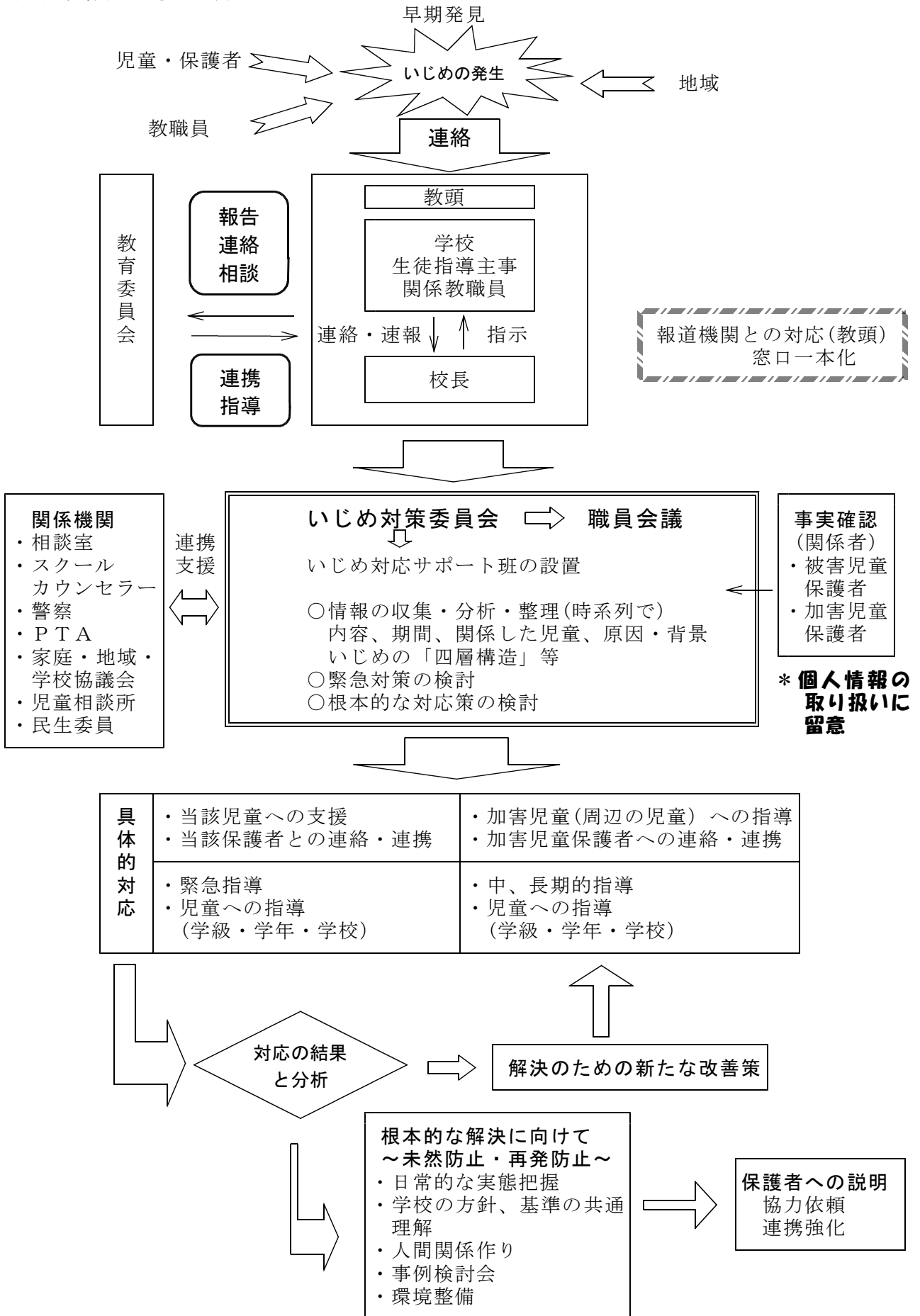
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等
(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図と対応の流れ



5 いじめ対策の年間行動計画

[4月～6月]

	教員の動きなど	児童の活動など					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>◎いじめ対策委員会 ・基本方針確認(教頭) ・年間計画策定(担当) ↓</p> <p>◎企画委員会→職員会議 ・年間計画の周知(教頭)</p> <p>◎気がかりな児童の共通理解(相談)</p> <p>◎新学期を迎えての学級づくり(担任) ・家庭環境、身体的特徴、人間関係の把握 ・公平な係・委員会決め</p> <p>いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応 ↓ 通年</p> <p>◎決まりを守って過ごす学校への連絡(生指)</p>	<p>こんな学級にしよう 新しい学級で仲よくすごす仲間作り</p> <p>健康診断</p> <p>縦割り活動・・・縦割り清掃スタート 高学年・・・リーダーとしての自覚 低学年・・・上級学年へのあこがれ</p> <p>授業公開・学級懇談</p> <p>ゴールデンウィークの過ごし方</p> <p>たてわり活動・たてわり遊び</p> <p>意識調査・社会性変容調査(含：いじめ)</p> <p>縦割り活動計画</p> <p>集団宿泊訓練 ・絆づくり ・集団活動の大切さ</p>					
5月	<p>◎たてわり活動を通しての児童間の絆づくり(特活)</p> <p>◎いじめ対策委員会 ・意識調査・社会性変容調査(教務) ・児童の状況把握、改善に向けた取り組み</p> <p>◎集団宿泊訓練の計画・実施(五年)</p>	<p>個人面談月間(個人面接)</p> <p>たてわり活動・たてわり遊び</p> <p>発達測定 プール学習</p> <p>連合音楽会 みんなで創り上げる達成感</p>					
6月	<p>◎面談の計画・実施(相談) ↓ いじめ対策委員会 いじめの把握、対処</p> <p>◎身体的特徴の把握(担任)</p> <p>◎連合音楽会に向けて ・合唱の喜びを味わわせる指導(六年)</p>						

6月	◎家庭・地域・学校協議会を開き、情報交換を行う (教頭)						
----	---------------------------------	--	--	--	--	--	--

[7月～9月]

	教員の動きなど	児童の活動など					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	◎月目標「仲よく助け合おう」の指導(生指)	朝礼 友達に親切、男女の協力					
	◎身体的特徴の把握 (担任)	プール学習					
	◎自己有用感の育成 中学生へのあこがれ (連携)	たてわり活動・たてわり遊び					
	◎いじめ対策委員会 悩みを持っていたり学校が楽しくないと考えている児童の把握と指導	地域あいさつ運動 中学生との交流					
	◎保護者との連携と情報収集(担任)	中学校区教育活動アンケート					
	◎決まりを守って過ごす学校への連絡(生指)	授業公開・保護者会					
		夏休みの過ごし方					
8月	◎夏休み中の生活把握と指導(全員)	家庭訪問 巡視					
	◎いじめ対策委員会 8月までの振り返りと夏休み明けの指導のポイント	親子奉仕作業 ・体験的な活動					
	◎中学校区研修会での情報交換(全員)	連体練習					
9月	◎連体(六年) ・友達への励まし、応援 ・協力することの大切さ						
	◎休み中の児童の生活を把握 (担任) ↓ 問題の解決	発育測定					
	◎校内体育大会の指導 ・色別種目、色別応援、たてわり種目を通しての協力することの大切さの指導と達成感の育成	校内体育大会の練習と参加 色別種目、色別応援 たてわり種目					

9月	・自己有用感の育成 (全員)						
----	-------------------	--	--	--	--	--	--

[10月～12月]

	教員の動きなど	児童の活動など					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>◎いじめ対策委員会 家庭環境調査(教務) ↓ 集計・考察・今後の改善点の洗い出し ↓ 2学期に向けて</p> <p>◎修学旅行の計画 ・主体的な活動を目指す ・絆を深める活動 (六年)</p>	<p>家庭環境調査(友好関係)</p> <p>たてわり活動・たてわり遊び</p>					<p>修学旅行 ・絆づくり ・集団行動</p>
11月	<p>◎面談の計画・実施 (相談) 人権委員会の手紙を配付 (教頭) ↓ いじめ対策委員会 いじめの把握、対処</p> <p>◎自己有用感の育成 中学生へのあこがれ (連携)</p>	<p>個人面談月間(個人面接) 学校の先生に伝えられないいじめや 困り感を手紙で送付</p> <p>発育測定</p> <p>たてわり活動・たてわり遊び</p> <p>授業公開</p> <p>地域あいさつ運動 中学生との交流</p>					
12月	<p>◎月目標「進んでよいことをしよう」の指導 ・思いやり週間の設定 ・生活の振り返り (生指)</p> <p>◎保護者との連携と情報収集 (担任)</p> <p>◎いじめ対策委員会 ・意識調査・社会性変容調査 (教務) ・児童の状況把握、改善に向けた取り組み</p>	<p>朝礼・・・小さな親切、一日一善、物を大切にする 委員会・・・思いやりカード</p> <p>たてわり活動・たてわり遊び</p> <p>保護者会</p> <p>意識調査・社会性変容調査(含：いじめ)</p>					

12月	◎決まりを守って過ごす 学校への連絡(生指)	冬休みの過ごし方
-----	---------------------------	----------

[1月～3月]

	教員の動きなど	児童の活動など					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	◎休み中の児童の生活を把握 (担任) ↓ 問題の解決	たてわり活動・たてわり遊び					
		授業公開					
2月	◎給食の楽しい話題を通して交流をすすめる (栄教)	たてわり活動・たてわり遊び たてわり給食					
	◎6年生を送る会の企画、指導 (五年)	発育測定					
3月	◎家庭・地域・学校協議会を開き情報交換を行う (教頭)	6年生を送る会 6年生にこれまでのお礼の気持ちを伝える 6年生は思い出を語る					
3月	◎ありがとう集会の企画をする (教務)	ありがとう集会 1年間お世話になった地域の方を招いて、お礼をする					
	◎卒業式、式練習・礼儀作法の習得 (教務)	卒業式 礼儀作法全般について習得し、日常場面でも使えるようにする					
	◎ いじめ対策委員会 学校評価を受け、今年度の振り返りと次年度に向けての改善点をまとめる	春休みの過ごし方					
	◎決まりを守って過ごす 学校への連絡(生指)						

送る会の準備
運営を通して
リーダーとしての自覚を高める